

久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成22年久喜市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「母子・父子自立支援プログラム」という。）の策定等の支援を受けている者であること。

第4条第1項第2号中「受給資格者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、「教育訓練給付金の額」を「教育訓練経費の額」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。） 教育訓練経費の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、240万円までとする。）とする。

第6条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第6条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第8条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「写し」の次に「又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書の写し（第10条第2項によって支給する場合に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「前条第1項」を「訓練給付金の支給」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第6号」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条第1項第2号に規定する者に対する訓練給付金の支給に限り、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとの支給を決定することができるものとする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1項を加える。

（追加支給の申請）

第9条 訓練給付金の追加支給を受けようとする申請者は、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に自立支援教育訓練給付金追加支給申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- （1） 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- （2） 世帯全員の住民票の写し
- （3） 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

- (4) 第7条第2項の指定通知書の写し
- (5) 教育訓練施設の長が、その講座の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し
- (6) 申請者本人が支払った教育訓練経費について、教育訓練施設の長が発行した領収書の写し
- (7) 教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書その他の支給額を証明する書類
- (8) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

（表）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者氏名

次のとおり教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第6条第1項により申請します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	-----		
	個人番号		
住 所	〒	電話	
教育訓練施設	名 称		
	所在地	〒	電話
教育訓練講座の名 称			
教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
所要費用（予定）	入学科・登録料（税込み）		円
	受講料・教科書代・教材費（税込み）		円
	合計		円
公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある・ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが	ある・ない	
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが	ある・ない	
(備考)			

(裏)

(注意事項)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）（以下「入学料等」とします。）です。
- 2 支給額は、入学料等の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行ってください。なお、備考欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第1号の2を削り、様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

（表）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで提出のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定しましたので久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
住 所	〒	電話	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
所要費用（予定）	入学料・登録料（税込み）	円	
	受講料・教科書代・教材費（税込み）	円	
	合計額	円	
（備考）			

(裏)

(注意事項)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）（以下「入学料等」とします。）です。
- 2 支給額は、入学料等の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講を途中でやめたときは、市にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行ってください。

様式第4号を次のように改める。

(表)

様式第4号 (第8条関係)

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者氏名

次のとおり久喜市自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第8条第1項の規定により申請します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	個人番号		
住 所	〒	電話	
教育訓練施設	名 称		
	所在地	〒	電話
教育訓練講座の名 称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日)		年 月 日
うち支給単位期間	うち 年 月 日 (初日) ~ 年 月 日 (末日)		
所 要 費 用	入学料・登録料 (税込み)	円	
	受講料・教科書代・教材費 (税込み)	円	
	合計額	円	
希 望 す る 支 払 金 融 機 関	金融機関名	口座種別 普通・当座	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
(備考)			

(裏)

(注意事項)

支給申請期間は、受講終了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。

様式第6号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

(表)

様式第5号 (第9条関係)

自立支援教育訓練給付金追加支給申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者氏名

次のとおり久喜市自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第9条第1項の規定により申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	個人番号		
住所	〒	電話	
教育訓練施設	名称		
	所在地	〒	電話
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日)		年 月 日
資格取得年月日	年 月 日	資格取得名称	
事業主の証明欄	就職等年月日	年 月 日	就職等先名称
	証明	就職先住所	就職先電話番号
		上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)	
所要費用	入学科・登録料 (税込み) 円 受講料・教科書代・教材費 (税込み) 円 合計額 円		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座種別 普通・当座	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
(備考)			

(裏)

(注意事項)

支給申請期間は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、この告示の公布の日以後に訓練給付金の対象となる教育訓練を修了した者に対する訓練給付金の支給について適用し、同日前に当該教育訓練を終了した者に対する訓練給付金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1号、第6条第2項第3号及び第9条第2項第3号の規定は、施行日前に改正前の第7条の規定により受講する対象講座の指定を受けた者については、適用しない。